

健康診断等補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、エンターテイメント健康保険組合（以下「組合」という。）の被保険者および被扶養者が一般医療機関において健康診断等を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、また、運動習慣や健康知識の向上を奨励し健康管理並びに疾病予防に資すること目的とする。

(健康診断等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診断等の範囲は、次のとおりとする。

なお、特定健康診査（以下「特定健診」という。）は、次の第1項、第2項、第3項および第6項に含む。

1 基本健診（A2コース）

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

2 生活習慣病予防健診（Bコース）

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

3 人間ドック（D1コース）

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

4 乳がん検診

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

5 子宮がん検診

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

6 特定健康診査

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

7 特定保健指導

ただし、組合の指定した事業者の契約健診機関を利用しなければならない

8 保養およびスポーツ施設利用

ただし、組合の指定した事業者の施設等を利用しなければならない

9 健康教室

ただし、組合の指定した事業者の施設等を利用しなければならない

10 禁煙サポート

ただし、組合の指定した事業者の施設等を利用しなければならない

11 口腔衛生

ただし、組合の指定した事業者の施設等を利用しなければならない

12 重症化予防

ただし、組合の指定した事業者の施設等を利用しなければならない

(補助金等支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診および実施したとき、現に被保険者または被扶養者の資格（被扶養者認定日から3ヶ月以上経過を必要とする）を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

なお、各項の対象年齢は、所属年度（4月1日～翌年3月31日）に到達する年齢

基本健診、生活習慣病健診、人間ドック、乳がん検診、子宮がん検診の検査項目は、別に定める検査項目「別表」を基準とし、検査項目が同等でなければならない。

著しく検査項目を下回る場合は、補助金の対象としない。

特定健診の検査項目は、高齢者の医療の確保に関する法第20条厚生労働省令にもとづく基本的な特定健康診査項目とする。

他の制度および市区町村の公費から別途補助を受ける者は対象外とする。

- 1 基本健診
 - ① 39歳以下の被保険者
 - ② 40歳以上の被保険者、ただし任意継続被保険者は除く
- 2 生活習慣病予防健診
 - ① 40歳以上の被保険者、ただし任意継続被保険者は除く
- 3 人間ドック
 - ① 35歳以上39歳以下の被保険者、ただし任意継続被保険者は除く
 - ② 40歳以上の被保険者、ただし任意継続被保険者は除く
- 4 乳がん検診

第2条第1項、第2項、第3項および第6項に定める健診と同時に受診する者

 - ① 35歳以上の被保険者（女性）、任意継続被保険者は除く
 - ② 40歳以上の被扶養者（女性）、40歳以上の任意継続被保険者（女性）
- 5 子宮がん検診

第2条第1項、第2項、第3項および第6項に定める健診と同時に受診する者

 - ① 被保険者（女性）
 - ② 40歳以上の被扶養者（女性）、40歳以上の任意継続被保険者（女性）
- 6 特定健康診査
 - ① 40歳以上74歳以下の被保険者かつ第2条第1項、第2項および第3項を受診しない者
 - ② 40歳以上74歳以下の被扶養者
- 7 特定保健指導
 - ① 第2条第1項、第2項、第3項および第6項を受診し、基準に該当した被保険者および被扶養者
- 8 保養およびスポーツ施設利用
被保険者
- 9 健康教室
被保険者
- 10 禁煙サポート
被保険者
- 11 口腔衛生
被保険者
- 12 重症化予防

第2条第1項、第2項、第3項および第6項を受診し、別に定める基準に該当した被保険者

(補助金の支給限度額と回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき対象者1人当たり、それぞれの次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。

1 基本健診

(1) 組合が指定した健診機関のうち、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会を受診した場合は事業主と折半した額 年1回
任意継続被保険者も上記補助額に準ずる。

(2) 組合が指定した健診機関のうち、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会を受診した場合は法定健診相当額(集合契約A特定健診基本項目)を除いた額 年1回
上記以外の健診機関での受診の場合は、上記機関での補助額に準ずる。
近隣に組合が指定した健診機関がなく、指定医療機関以外で受診した場合は、特定健診項目を健診機関等が作成したXML形式(厚生労働省の定める電子的な標準様式)ファイルやCSV形式で作成されたファイルにて提出した場合に限り、上記機関での補助額に準ずる。

検査項目は「別表」を基準とし、検査項目が著しく下回る場合は補助対象外とする。

2 生活習慣病予防健診

(1) 組合が指定した健診機関のうち、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会および一般社団法人全国健康増進協議会で受診した場合は
事業主と折半した額 年1回
上記以外の健診機関での受診の場合は、上記機関での補助額に準ずる。

(2) 組合が指定した健診機関のうち、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会を受診した場合は法定健診相当額を除いた額 年1回
一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会以外の組合が指定した健診機関での受診の場合は、上記機関での補助額に準ずる。
近隣に組合が指定した健診機関がなく、指定医療機関以外で受診した場合は、特定健診項目を健診機関等が作成したXML形式(厚生労働省の定める電子的な標準様式)ファイルやCSV形式で作成されたファイルにて提出した場合に限り、上記機関での補助額に準ずる。

検査項目は「別表」を基準とし、検査項目が著しく下回る場合は補助対象外とする。

3 人間ドック

(1) 組合が指定した健診機関のうち、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会および一般社団法人全国健康増進協議会で受診した場合は
上限11,000円 年1回

(2) 組合が指定した健診機関のうち、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会および一般社団法人全国健康増進協議会で受診した場合は
事業主と折半した額 年1回
一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会以外の組合が指定した健診機関での受診の場合は、上記機関での補助額に準ずる。

近隣に組合が指定した健診機関がなく、指定医療機関以外で受診した場合は、特定健診項目を健診機関等が作成したXML形式(厚生労働省の定める電子的な標準様式)ファイルやCSV形式で作成されたファイルにて提出した場合に限り、上記機関での補助

額に準ずる。

検査項目は「別表」を基準とし、検査項目が著しく下回る場合は補助対象外とする。

4 乳がん検診（乳房超音波検査）

- ① 全額負担 年1回
- ② 500円 年1回

検査項目は「別表」を基準とし、検査項目が著しく下回る場合は補助対象外とする。

マンモグラフィ検査を選択する場合の差額は補助対象外とする。

5 子宮がん検診（子宮頸部細胞診検査）

- ① 全額負担 年1回
- ② 500円 年1回

検査項目は「別表」を基準とし、検査項目が著しく下回る場合は補助対象外とする。

- 6 特定健康診査 全額負担 年1回
- 7 特定保健指導 全額負担 年1回
- 8 保養およびスポーツ施設利用 150円 月1回
- 9 健康教室 全額負担 年1回
- 10 禁煙サポート 全額負担 年1回
- 11 口腔衛生 全額負担 年1回
- 12 重症化予防 全額負担 年1回

（支給手続）

第5条 支給申請は次のとおりとする。

事業所でとりまとめ事業主または事業主代理人が請求するものとし、請求書に所定の事項を記入し、次の書類を添付のうえ組合に申請するものとする。ただし、組合が指定した事業者から請求される請求書を受領したとき、それぞれの受診者より請求があったものとみなす。なお、この補助金を受ける権利の時効は、健康保険法の規定による。

- （1） 支払領収書（原本）もしくは、医療機関からの請求書（写）
- （2） 受診者一覧表と実施項目内訳
- （3） 結果（写）

（この規程の実施に関し必要な事項）

第6条 この規程の実施にあたり、これによりがたい場合は、理事会がこれを定める。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。